

3) 経営方針

1. 会社の経営の基本方針

当社は、世界初の磁性材料フェライトの工業化を目的として1935年(昭和10年)に設立され、「創造によって文化、産業に貢献する」という創業の精神に基づき、各種電子素材・部品・デバイス及び記録メディア等の研究開発に取り組んでおります。

今後も活力あふれる会社であり続けるために、常に新しい発想と弛まぬチャレンジ精神によって、高い価値を全てのステークホルダーに提供し、心からの感動や良質な興奮を創造し続ける企業でなければならないと考えております。

2. 会社の利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、株主資本利益率(ROE)や株主資本配当率(DOE)等の水準や業績等を総合的に勘案して成果の配分を行うこととしております。

また、内部留保については、エレクトロニクス業界における急速な技術革新に的確に対応すべく光及び磁気記録・移動体通信・大容量記録デバイス・半導体応用製品・情報通信等の新技術・新製品への研究開発投資をすすめると同時に、国際化の更なる進展に努め、会社の競争力を強化してまいります。

3. 中長期的な会社の経営戦略

インターネットを始めとするIT(インフォメーション・テクノロジー)の急速な革新により、ビジネスのスピードが劇的に早まり、価値あるものとそうでないものを速やかに見極めることが可能となって、今や本物だけしか生き残れない時代になっています。当社も、改めて自社の特徴と強みを明確にさせ、そのコアコンピタンスをより強めていくことで、21世紀においても企業価値を高めていきたいと考えております。

このような環境変化に対応していくため、当社では「エキサイティング・カンパニーの実現と企業価値の拡大」を目標に掲げ、2004年3月期を最終年度とする新中期計画「エキサイティング108」を2000年4月より展開しております。

この計画の基本方針として、次の3項目を設定し、実行してまいります。

(1) e-material solution provider の追求

スピードとタイミングをキーワードとして、お客様の悩みを先取りし、それを解決すべく、TDKの強みである素材技術を核に、それを生かした付加価値の高い製品をスピーディに創り提案していくというe-material solutionを展開してまいります。

(2) World Class Management System の構築

経営や事業のボーダーレス化は急速に進展しています。雇用環境も急変しつつあります。これらに対応した各種経営システムを速やかに構築してまいります。

(3) Zero Emission への挑戦

当社としましては、エコファクトリー型ゼロエミッションを目指します。これは、事業所から排出される廃棄物の抑制、再使用・再資源化の徹底を行い、最終的には100%の再資源化でゼロエミッションを達成したいと考えております。

これら3項目を完遂することにより、企業価値を極大化し、世界と調和し、社会に貢献してまいります。

4. 企業倫理に関する考え方

TDKメンバー全員がよりよいTDKを目指すための指針として、「TDK企業倫理綱領」を制定しております。本倫理綱領は当社が社是・社訓に基づいて企業活動を行っていくうえで会社及び役員・従業員が遵守すべき規範を定めたものです。常に企業倫理の徹底を図るとともに、リスクマネジメントを充実させていきたいと考えております。

5. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

企業は、株主、顧客、社会、従業員に支えられた存在であるとの基本認識に立ち、企業の行動、運営方法が公正、公平、透明であり、法律を遵守するものでなければならないと考えております。当社では、従来から前記の基本的認識のもとに、企業の内部統制を整備してまいりましたが、更にこれを担保する手段として、社外役員の招聘、役員報酬に関する社外メンバーの参画、企業倫理徹底の為の施策などを実施しています。

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督にかかわる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採っておりますが、監査役4名のうち半数が社外監査役であり、また取締役7名のうち1名が社外取締役です。役員報酬の公平性を確保する為、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会を設置し、また企業倫理の徹底を図るための企業倫理委員会を設置して企業倫理の徹底活動を行っております。倫理委員会とは別に相談窓口(ホットライン)を設置し、意見情報を吸い上げる体制をとっています。また、執行役員制度を採用し、意思決定・監視をする取締役と業務執行を担当する執行役員とを区分しております。監査役は取締役の行動を監視するのみならず、必要に応じて業務執行状況まで監査し、経営監査部は業務執行状況を監査します。執行役員は、取締役会の決定した事項をそれぞれの事業部門で執行します。更に、社外の顧問弁護士及び会計監査人からは、あり得るリスクについて助言、警告を受けております。

(2) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害關係の概要

社外取締役1名及び社外監査役2名と当社との間には、人的、資本的關係はありません。

(3) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間(2003年3月期)における実施状況

役員報酬の新たな報酬制度の立案と公正な運営を目的として、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会を設置し、また社外の専門家も参画して5回の委員会を実施した結果、取締役の退職慰労金制度を廃止し、ストック・オプションの導入と業績に連動する新たな賞与制度を制定しました。また、企業倫理の徹底を図る目的で、企業倫理綱領の制定と実施状況の確認を行う為、企業倫理委員会を設置し倫理綱領を完成し、海外子会社を含めた企業倫理確立の体制を作りました。倫理委員長自ら、国内の全拠点(含む子会社)を回り、倫理綱領について、教育を実施しました。

6. 投資単位の引下げに関する考え方及び方針

当社は、当社株式の流通活性化及び投資家層の拡大を図るため、2000年8月1日より1単元の株式を1,000株から100株に変更し、流動性は現状十分に確保されていると認識しております。今後につきましても、投資単位の引き下げについて、株価水準及び市場の要請を勘案し、その費用ならびに効果等を慎重に検討しながら、対処してまいります。